

## 「県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について」【新旧対照表】

新			旧		
<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第<u>9</u>条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>			<p>「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第<u>8</u>条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。</p>		
	「積算要綱」第4条から第 <u>9</u> 条に定める基準等	適用年版		「積算要綱」第4条から第 <u>8</u> 条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版	1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版	2	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版
3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版	3	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版
4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版	4	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	平成29年度版
5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>令和2年版</u>	5	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	<u>平成31年版</u>
6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版	6	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年12月版

新			旧		
7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 29 年版	7	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 29 年版
8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 29 年版	8	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 29 年版
9	公共建築工事内訳書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 30 年版	9	公共建築工事内訳書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 30 年版
10	公共建築工事見積標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 30 年版	10	公共建築工事標準見積書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 30 年版
	「積算要領」第 1 編 1 に定める基準等	適用年版		「積算要領」第 1 編 1 に定める基準等	適用年版
11	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和 2 年版	11	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成 31 年版
	「積算要領」第 3 編 3 に定める歩掛り	適用年版		「積算要領」第 3 編 3 に定める歩掛り	適用年版
12	県土整備局建築工事参考歩掛り (神奈川県県土整備局)	令和 2 年 7 月版	12	公共建築工事積算研究会参考歩掛り (公共建築工事積算研究会)	平成 31 年版
			13	県土整備局建築工事参考歩掛り (神奈川県県土整備局)	令和元年 7 月版

新	旧
<p data-bbox="170 300 255 331">附 則</p> <ol data-bbox="203 352 741 671" style="list-style-type: none"><li data-bbox="203 352 741 384">1 平成28年12月13日から施行する。</li><li data-bbox="203 395 685 427">2 平成29年2月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 438 685 470">3 平成29年4月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 481 685 513">4 平成29年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 525 685 557">5 平成30年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 568 658 600">6 令和元年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="203 611 674 671">7 <u>令和2年7月1日から施行する。</u></li></ol>	<p data-bbox="1149 300 1234 331">附 則</p> <ol data-bbox="1182 352 1720 624" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1182 352 1720 384">1 平成28年12月13日から施行する。</li><li data-bbox="1182 395 1664 427">2 平成29年2月1日から施行する。</li><li data-bbox="1182 438 1664 470">3 平成29年4月1日から施行する。</li><li data-bbox="1182 481 1664 513">4 平成29年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="1182 525 1664 557">5 平成30年7月1日から施行する。</li><li data-bbox="1182 568 1637 600">6 令和元年7月1日から施行する。</li></ol>